

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県上伊那郡高遠町

2 構造改革特別区域の名称

信州高遠花いっぱい特区

3 構造改革特別区域の範囲

長野県上伊那郡高遠町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 当町農業の現状

高遠町は長野県の南部、伊那谷の北部に位置し、中央構造線に沿う標高 700m から 1,200m 程度の細長い縦谷からなり、総面積は 139.36 k m²、東西 11 km、南北 19 km で東に長谷村、西南には伊那市、箕輪町、北は杖突峠を境に諏訪市・茅野市に接している。気候は、年間の平均気温が 10 度前後で夏場は 30 度を超える日もあるが、夜間は 17 度前後に冷却される。冬場の最低気温は 10 度以下となる厳しい日もあるが、降水量は少なく年間を通して比較的温和な気候である。

総面積の 86% が山林で占められるため、稲作を中心とした 1 ha 以下の零細兼農家が 81% を占め（平成 12 年度末現在）、年々農家数・従事者・耕作面積が減少している。このため、農業粗生産額も平成 9 年の 8 億から平成 14 年には 6 億 6 千万と減少傾向にあり、特に山間地域における減少が目立つ。農業従事者の高齢化や若者の農業離れをふまえ現代農業に対応した農業とするために、有効な土地利用・作業の協業化・機械の効率的利用による低コスト化・基盤整備事業により、高付加価値型農業を進め体質の強化を図る必要があるが、農家数では昭和 60 年の 1,356 戸から平成 12 年には 875 戸へ減少（35.47% 減）、遊休荒廃農地では昭和 60 年から平成 12 年の 15 年間に 44 h a 増加し 92 h a（増加率 191.7% 増）となり農地としての多面的機能も失われつつある現状であるため、これら遊休荒廃農地の利活用について新たな政策を模索中である。

(2) 高齢化・過疎と農地の荒廃化

近隣市町村における大手企業の大規模工場進出に伴う新たな雇用環境、農業からの離職とあいまって町内の人口は昭和 47 年には 1 万人を割り、現在では 7,259 人（平成 16 年 10 月 1 日現在）で、このうち 65 歳以上の高齢人口は 34.1% にまで上昇し典

型的な過疎地域となっている。この結果、既述にあるように、遊休荒廃農地等の今後の推移としては増加していくことが予想される。

(3) 観光客の観桜期集中と観光地の疎遠化

本町は長野県天然記念物のタカトオコヒガンザクラの樹林をはじめ数多くの文化財、名所旧跡に富んでおり、毎年高遠城址公園には約 40 万人の観光客が来園し、年間観光客の半分がこの観桜期に訪れている。そのため異常気象、長雨等による自然現象によって来客数を大きく減少させてしまうリスクもあり、本町の収入を大きく左右させる現状である。また、他の町内観光地は町中心部から離れた地域であり、公共交通手段の未熟性等により、町内周遊型の観光ではなく、一極観光型になっており、滞在時間の短い観光地になっている。そのため、町内における観光消費額は上伊那地方においては下位に属する地域になっている。

市町村	観光地名	利用者数(百人)	消費額(千円)	1人当りの消費額(円)
高遠町	高遠城址公園 入笠山	7,398	1,147,460	1,551
伊那市	伊那西武高原	6,127	1,191,855	1,945
駒ヶ根市	中央アルプス駒ヶ岳 駒ヶ根高原	14,613	5,959,560	4,078
長谷村	鹿嶺高原 南アルプス北部	702	348,311	4,962

(2002 上伊那地区観光地別利用者数・消費額調べ)

(4) 他産業の状況

本町の産業は電気機械・金属製品・精密部品を中心として、小規模な従業員 10 名以下の企業が大半を占めている。これら産業においても、昨今の景気低迷と製造工程の海外進出化のあおりを受けて、受注の低下と不安定化が進んでいる。また、建設業・製造業においても公共事業などの削減によって受注低迷が続いており、新規産業への進出が大きな課題となっている。このような背景のもとで、企業の安定した継続と雇用が大きな課題として残っている。既述のとおり、高遠町には十分な自然環境と、「サクラ」による観光客を抱えている町であるため、建設・製造業は異業種である農業への進出をもって新規事業の拡大と労働力確保および、労働者の再雇用を目指す必要がある。

5 構造改革特別区の意義

本町の農業は高齢化と過疎化の影響で衰退の一途をたどっており、遊休荒廃農地の増加は、周辺耕作地の農業生産に悪影響を及ぼすとともに、豊かな農山村の景観を損ね、地域の活力を奪うこととなり、その発生防止と解消、有効活用は緊急かつ大きな課題となっている。また、昨今の景気低迷や公共事業削減などのあおりを受け、建設・製造業の労働力は十分に残っており、この余力ある労働力が異業種であり低迷する農業へ新たに参入することにより、遊休荒廃農地の利活用と農地の多面的機能の維持、さらには地域振興等を図る上で有効と考える。

また、近年における「ゆとりある生活」「自然回帰」といった首都圏での生活者のニーズに対して十分に応えることのできる自然環境が存在しており、これらを結びつけることにより、町の目標である「通年観光人口100万人」を現実化させることが可能となり、遊休荒廃農地の再利用による景観の整備等は、新たな雇用の場となるほか一層の観光客の集客を促すことが期待できる。

本事業により、高齢化となった町内において、新たな労働力として高齢者を雇用し、高齢者自身が生産性のある生活を送ることにより、生きがいを得ることができ、新規就農者と接触をもつことにより本来の高齢化社会にあるべき年代を超えた社会環境と地域住民の活性化を促すことが期待できることから、本町における総合ビジョンのメインタイトル「住んでいたい町 高遠 行ってみたい町 高遠」を実現させるために欠かせない事業と位置付け、町民、企業、NPO、行政等が供応し取組む必要があると判断する。

6 構造改革特別区の目標

(1) 本町の観光資源の中心である「タカトオコヒガンザクラ」を柱に、農地の再利用によって「花の高遠」をブランド化し、観桜期以外の季節にも花を観光客に楽しんでもらえるよう、町民、企業、NPO、行政等が供応し、通年観光化また、滞在型観光の基盤の構築を図る。

観桜期の観光客数40万人を布石とし年間100万人を目標に、また、観光消費額の増加を計り、観光資源の有効利用と地域経済の活性化を図るものとする。

(2) 農地の荒廃化が進んでいる山間部を中心に農地の有効利用を推進し、豊かな自然との協調と維持を図るものである。

(3) 本町で進んでいる高齢化、過疎化の中での産業を見直し、異業種産業が農業に参入することにより、田畑の遊休荒廃化の防止、また、次世代の農業就業者の育成を

中心に新規就業者も積極的に誘致していく。また、低迷している建設・製造業を中心に農業参入により労働者の確保と安定した雇用を目指す。

(4) 農業従事者、他産業従事者、町民、NPO、行政が一体になり、観光客との交流を積極的に行い、花産業のみならず既存する産業、商業、観光業をも活性化させていくよう努力する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 観光客の通年化

現在、本町においては、年間約 80 万人が観光に訪れているが、この約半分は観桜期に集中しており、他季節においては観光客が低迷している。本事業推進により、観桜期以外の観光資源で観光客の増加を図る。

【高遠町観光客数の目標】

	平成 19 年度	平成 21 年度目標	増加率
観光客数	90 万人	100 万人	10%

	現在	5 年後目標	増加率
観光客消費額	1,550 円 / 人	2,000 円 / 人	22.5%
観光収入	11 億 / 年	20 億 / 年	45%

(2) 遊休地再利用による農業収益の増加

既存花卉農家の閑散期を利用し、花摘みの苗、種等の育成管理を依頼することにより花卉農家の活性化を図る。

現在の高遠町の花卉農家の生産額は 4,000 万程度であるが、本事業との連携により年間 200 万から 400 万程度の収入増加が見込まれる。

花摘み観光客の集客により、朝市、特産品直売所等での販売を拡大し、また果樹の観光農園を促進することにより既存農家への農業収益を向上させる。

【農業粗生産額の目標】

	平成 14 年度	平成 19 年度目標	増加率
農業粗生産額	6 億 6 千万	6 億 7 千万	1.5%

(3) 異業種産業の新規事業と次世代農業従事者の育成

低迷が続いている町内企業等の余力ある労働力が、農業へ参入することにより雇用の確保と事業の安定化をはかり既存事業と並列することにより、収益の向上と新規事業の布石をつくるよう目指す。

また、既存企業等の農業進出に伴い、農業に興味のある若者の新しい職場となり、新規農業就業者の増加と農業後継者の育成を目指す。

【遊休荒廃農地解消面積の目標】

	平成 16 年度末 (見込み)	平成 19 年度末 (見込み)	増加率 (見込み)
解消面積	3 ha	8 ha	62.5%
全遊休荒廃農地面積 に対する解消率	3.2%	8.7%	5.5%

8 特定事業の名称

1001 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定人への貸付け事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

・新規農業参入者指導事業

東部営農支援センター・農業振興センター・上伊那農業協同組合・上伊那農業改良普及センターを中心に、新規参入する企業等の栽培計画の提案や研究会の開催、技術指導を行い、適正で効率的な農業の事業拡大を促進する。

(別紙)

1 特定事業の名称

1001 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

農地の貸付主体：高遠町

農地の借受主体：事業に携わろうとする企業等

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日以降

4 特定事業の内容

特定事業の実施主体である高遠町が、遊休荒廃農地等の所有者から賃貸した農地等について、特定事業の実施により耕作または養畜の事業を行うこととなる企業等に賃貸する。また、高遠町は、特定事業の実施により耕作事業を行う企業等と構造改革特別区域法に基づく協定を締結し、その耕作事業の適性かつ円滑な実施を確保することとする。なお、特定事業の実施により耕作または養畜の事業を行うこととなる企業等には、農業（営農計画の作成、各種渉外業務等の企画管理業務も含む。）に常時従事する役員を一人以上おくこととする。

これにより、中山間地の新たな産業として、企業等が有する技術と労働力の有効活用により、遊休荒廃農地を解消するとともに、遊休荒廃農地を活用し花卉栽培を通して、花の高遠としての観光資源への取り組みを行う。また、若者の新しい職場とすることにより新規就業者の増加と農業後継者の育成に勤める。さらに、集落等の地域活動との連携による都市住民との交流等、多様な農地の活用が図られ、中山間地農業の新たな展開に寄与するものである。

当初、参入を予定している企業が、特定事業により遊休荒廃化した農地へ花の栽培を行う予定であるが、町内外には、他にも製造業等を初めとする企業等があることから、遊休荒廃農地を活用した特産品の開発・生産や高付加価値作物への取り組み実績について啓発活動を行い、将来的に新たな企業等の参入を目指し働きかけを行っていく。

当初参入予定企業：・大西産業有限会社・有限会社プロス

事業区域：高遠町全域

事業開始：平成 17 年 1 月中旬

認定された日以降のスケジュール（見込み）

- ・賃貸借契約に伴う賃借料の予算化 1 月下旬
- ・賃貸借契約の締結(高遠町、農地所有者) 1 月下旬
- ・賃貸借契約の締結及び協定書の締結（高遠町、建設業者 1 社、製造業者 1 社） 1 月下旬

企業等が行う農業の内容及び実施方法

実施区域のうち、当初は大西産業有限会社他 1 社が、高遠城址公園周辺地域 3 ha において、他地域で栽培されている品種はなるべく避け、標高 1,000m 近い高原で咲く花の定植をし、高遠ならではの品種や、ブーケ用の品種を栽培することで、生花としての楽しみだけでなくドライフラワーにもなるような品種の栽培を実施するが、2 年後には他の企業等も参入を進めることにより、8 ha へと拡大させていく。

5 当該規制の特例措置の内容

本町では、遊休荒廃農地の増加が深刻な状況の中、本来農業の維持・発展を担う認定農業者の推移は、平成 12 年の 8 名から平成 16 年の 4 年間で 3 名の増加と鈍化傾向であり、認定農業者による農業活性化は現状のままでは難しく、農業生産法人以外の法人による農業の参入は、遊休荒廃農地の利活用と農地の多面的機能の維持、さらには地域振興等を図る上で有効と考える。

当該地区は、経営耕地面積が 1985 年で 632ha、2000 年で 350ha と、282ha 減少。遊休荒廃農地率が 1985 年は 7.1% であったが、2000 年には 20.8% へ 13.7% 上昇し、全国平均の 4.1 倍、県平均の 1.9 倍と非常に高い割合であり深刻な状況となっている。

調査年	経営耕地面積	遊休農地（耕作放棄地）	高遠町の耕作放棄地率	長野県の耕作放棄地率	全国の耕作放棄地率
1985（昭和 60 年）	632ha	48ha	7.1%	5.2%	2.1%
1990（平成 2 年）	599ha	111ha	15.6%	7.8%	3.3%
1995（平成 7 年）	496ha	111ha	18.3%	8.9%	3.8%
2000（平成 12 年）	350ha	92ha	20.8%	10.9%	5.1%

年	高遠町計		長野県計	全国計	高遠町	長野県	全国
		うち 65 歳以上			65 歳以上	65 歳以上	65 歳以上
1985 (昭和 60 年)	492 人	255 人	145,757 人	3,489,600 人	52%	28%	19%
1990 (平成 2 年)	423 人	250 人	130,180 人	2,927,122 人	59%	37%	28%
1995 (平成 7 年)	359 人	268 人	108,713 人	2,560,032 人	75%	50%	40%
2000 (平成 12 年)	243 人	188 人	92,103 人	2,399,579 人	77%	57%	51%

また、農業従事者の高齢化率（65歳以上）も1985年で52%、2000年で77%と25%増加しており、経営規模が1ha未満の零細農家が大半のため、農業後継者が不足し、維持管理が十分できない耕作地の効率的利用を図る必要が相当程度あり、今後さらに増加することが見込まれる。

そこで、企業等による新たな農業参入を図ることで、不足している農業労働力を確保するとともに、遊休荒廃農地を活用した花卉の栽培、特産品の生産拡大や高付加価値作物への取り組み等を行うことにより、農業及び地域の活性化、農地の多面的機能の維持が図られることから、当該特例措置の適用は適当であると考えられ、要件適合性が認められると判断した。